

30医政第1219号

平成31年2月20日

長崎市保健所長 様
佐世保市保健所長 様
県立保健所長 様

長崎県医療政策課長
(公印省略)

医師による風しんの届出について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく、医師による風しんの届出については、平成30年1月から診断後直ちに届け出ることとされておりますが、県内において、この届出が10日以上遅延していた事例が認められました。

つきましては、県内における風しん対策に万全を期するため、下記の事務連絡（別添）を参照のうえ、貴管内の病院へあらためて周知いただきますようお願いいたします。

なお、診療所につきましては、医師会を通じて周知していることを申し添えます。

記

平成29年12月28日付け 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則及び風しんに
関する特定感染症予防指針の改正に係る啓発について（協力依頼）

長崎県医療政策課 感染症・がん対策班

担当：山口大介

TEL：095-895-2466

FAX：095-895-2573